

(福) 飛驒慈光会行動計画

(福) 飛驒慈光会は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

2 内容 ・目標 ・対策 ・取組内容

目 標 育児休業から安心して復帰できる取組

対 策 全職員を育児時間短縮勤務制度の対象にする。

子の看護休暇を有給にする。

安心して職場復帰できる復帰プランの作成

取組内容 令和2年度4月から 就業規則の整備 職員への周知

令和2年度10月から 就業規則変更 実施

目 標 子供を持つ職員が安心して就業を継続し活躍できる取組

対 策 男性育児休業取得のに向けた整備

夫婦ともに法人で働いている職員の育児に対する勤務・休暇の配慮

取組内容 令和2年度4月から 職員への意識調査

目 標 支援員の女性役職者数を50%以上にする。

対 策 育児休業を取得した女性職員が役職者になるための考慮

取組内容 令和2年度4月から 育児休業を取得した職員の評価基準の見直し

目 標 退職した職員の再雇用の促進

対 策 ジョブリターン制度の強化として退職される職員にジョブリターン制度申請

書を記入してもらい、リスト化して職員を募集する際の対象とする。

取組内容 令和2年度4月から ジョブリターン制度登録申請の開始